

# パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

## 重点的に取り組む事項

### ① 企業間の連携

- 地元の印刷関連企業や取引先と連携し、業務の効率化や品質向上に取り組みます。
- 取引先と定期的な打ち合わせを行い、品質向上や効率化のための改善提案を共有します。
- 小ロット・短納期の案件に対応するため、工程の見直しや調整を積極的に行います。
- 取引先が直面する課題についてヒアリングを行い、可能な範囲で解決に向けた支援を行います。

### ② IT の活用

- 受発注のやり取りをスムーズにするため、可能な範囲でデジタル化を進めます。
- 業務効率向上のため、取引先とデータ共有の方法を検討します。

### ③ 環境への配慮

- 省資源・省エネルギーを意識し、可能な限り環境負荷を減らす取り組みを行います。
- 廃材の削減やリサイクル活動に努め、環境に優しい印刷を目指します。

### ④ 働きやすい環境づくり

- ・ 社員や取引先の負担が過度に増えないよう、適正な納期での発注を心がけます。
- ・ 社員の健康を大切にし、無理のない働き方を推進します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 價格決定方法

- ・ 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 支払条件の適正化

- ・ すべての支払いを現金払いとし、手形の使用は行いません。

### ③ 知的財産・ノウハウ

- ・ 「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

- ・ 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他の取組み

- ・ 取引先との定期的な意見交換を行い、継続的な関係改善を図ります。

- ・ 事業活動を通じて得た知見を活かし、地域の発展にも貢献していきます。

2025年3月19日  
有限会社 井手写真製版  
代表取締役 井手 政臣